【事前相談期間中の手続きの流れ】

申請者	（公財）廃棄物・３Ｒ研究財団 （指定調査機関）	主務大臣

（１）設計調査の事前相談申請（専用フォームより）
（事前相談用設計調査申請書＋添付書類）

（２）管理番号付番の連絡＆手数料の振込案内

（３）設計調査に係る手数料の振込およびその報告

（４）振込確認と設計調査開始の連絡

（５）申請書類の確認（書類の不足・記載漏れ等）＆補正

※申請書類の内容に不備や漏れ等があり、修正の必要が生じた場合は、修正後の書類一式を、正式な申請書類として再度ご提出いただきます。

（６）設計調査の実施

事前相談受付期間（Ⅱ）

- R7.11.25～
- R8. 1.24 受付終了

事前相談期間中は、「**事前相談用設計調査申請書**」に基づき、**設計調査**を実施します。

事前相談を行った場合は、設計調査の正式申請時に「**事前相談済みであり、申請書類の内容が事前相談時に提出したものと相違ない**」旨を「様式第３」にご記入の上でご提出下さい。

正式運用開始後（R8.1.25 以降）

（７）設計認定（様式第１）及び設計調査（様式第3）の正式申請（管理番号付）

指定のアドレスへ同時に送付

（８）設計調査の結果通知

（９）設計認定通知（経産省から通知）